

成年後見制度の利用の促進に関する法律 **法令概要**

○成年後見制度の利用の促進に関する法律〔法令概要〕

○成年後見制度の利用の促進に関する法律

公布年月日番号 平成28年4月15日法律第29号

施行年月日 平成28年5月13日

<はじめに>

成年後見制度の利用の促進に関する法律が、平成28年4月15日に公布されました。主な内容は、次のとおりです。

- 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定める。
- 内閣府に、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を置く。
- 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める。

<法律の概要>

1 目的について

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。そこで、成年後見制度の利用の促進について基本理念を定めて国の責務等を明らかにし、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

2 国及び地方公共団体の責務について

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有します。

地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有します。

また、成年後見人、成年後見の実施機関や関連事業者は、国又は地方公共団

体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

さらに、政府は、毎年1回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況をインターネット等により公表しなければなりません。

3 基本方針について

成年後見制度の利用の促進に関する施策は、次に掲げる基本方針に基づいて推進されます。

- ① 成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- ② 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- ③ 医療、介護等を受けるに当たり意思決定が困難な成年被後見人等の支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- ④ 成年被後見人等の死亡後における、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- ⑤ 任意後見制度の利用状況を検証し、適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- ⑥ 成年後見制度が必要とする者に十分に利用されるよう、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- ⑦ 地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見等開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- ⑧ 成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保、必要な情報の提供、相談の実施及び助言、報酬支払の助成など、成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- ⑨ 成年後見等実施機関の育成、実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備など、実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
- ⑩ 成年後見人等の事務の監督、相談の実施及び助言等の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- ⑪ 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

4 成年後見制度利用促進基本計画について

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）を定めなければなりません。

基本計画では、利用の促進に関する目標、利用の促進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策のほか、利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとされています。

5 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会について

内閣府に、特別の機関として成年後見制度利用促進会議、さらに成年後見制度利用促進委員会が設置されます。

成年後見制度利用促進会議では、成年後見制度利用促進基本計画案の作成及び制度の利用の促進に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整を行うほか、制度の利用の促進に関する基本的事項の企画に関して審議します。会長には内閣総理大臣を充て、委員には内閣官房長官、特命担当大臣、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣等が入ります。

一方、成年後見制度利用促進委員会では、制度の利用の促進及び促進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項について、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議し、あるいは内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて調査審議します。委員は、成年後見制度に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命します。

なお、会議が基本計画案を作成しようとするときは、委員会の意見を聴かなければなりません。

6 地方公共団体の講ずる措置について

市町村は、政府が定めた利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。また、制度の利用の促進に関して基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

都道府県は、市町村が講ずる上記の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされています。